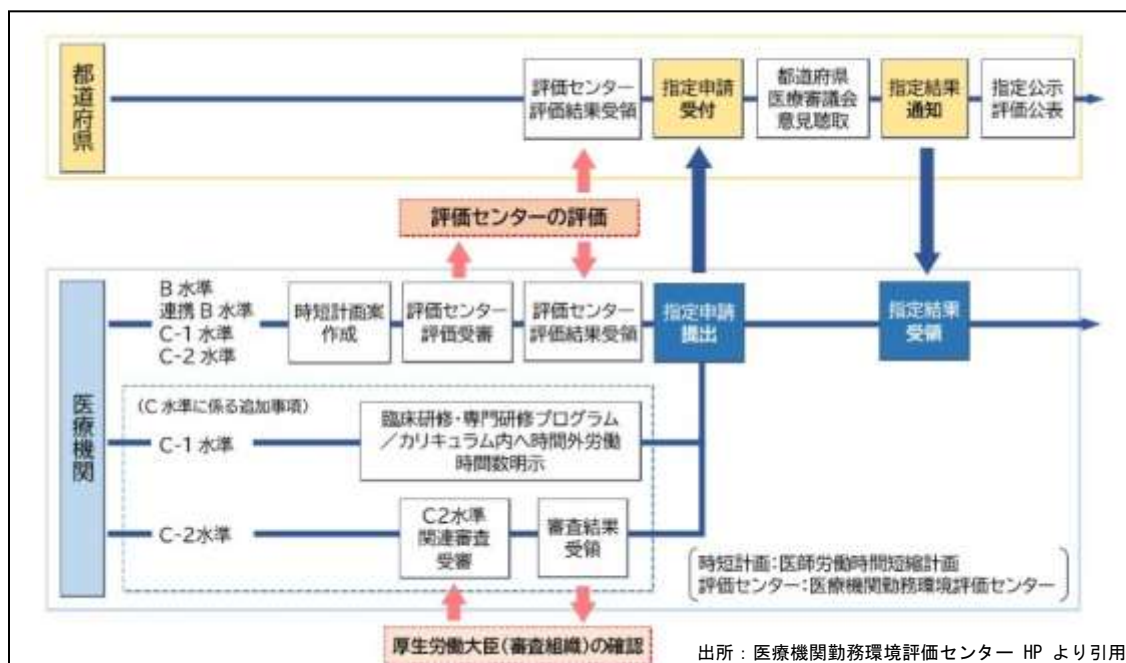


テーマ：医療機関が特例水準の指定を受けるためには

■勤務環境かいぜんサポートナビ第43号の「『医師労働時間短縮計画』の作成について」で少し触れた通り、医師の時間外労働の上限規制に伴う特例水準の指定を受けるためには、まず「医師労働時間短縮計画」を作成し、医療機関勤務環境評価センターの評価を受けた上で、都道府県へ申請する必要があります。今号では、特例水準の指定に係る医療機関の流れについて、お伝えします。

Q B・連携 B・C-1・C-2 水準の指定に係る医療機関の流れはどうなりますか。



⇒医療機関は、その医療機能及び対象医師の時間外・休日労働時間を確認し、指定を受ける水準を決定したのち、医師労働時間短縮に向けた取組の検討・実施を経て、令和6年度以降の医師労働時間短縮計画の案を策定します。そして、医療機関勤務環境評価センター（以下、評価センター）のホームページから、まず評価受審の申請をします。

申請後、評価の準備を行います。自己評価（基本情報入力シート・自己評価シートの作成）を実施し、自己評価の根拠資料（例：就業規則等）や医師労働時間短縮計画を提出します。評価センターでは、医療機関から提出された書面をもとに、サーベイヤーによる評価が行われ、評価結果が医療機関ならびに都道府県に通知されます。

医療機関では、評価結果を受けた後、都道府県へ指定申請を行う必要があります。

令和6年度からの制度開始までに指定を受けるためには、余裕を持って進めることをお勧めします。

東京都医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」といいます。）では、医師の時間外労働の上限規制に伴う特例水準の指定について、事前にご相談いただくことが可能です。医療機関で不明な点がございましたら、まずは勤改センターへお気軽にお問い合わせください。

東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口

☎ 03-6272-9345（平日9時30分から17時30まで）

詳細はこちらから検索！ ⇒

東京都 勤務環境

検索

勤務環境かいぜんサポートナビ

